

新旧対照表及び定款変更の理由を示した書類

1 新旧対照表

変更前の定款の条文	変更後の定款の条文
(事業の種類) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 ①難病患者への相談と支援に関する事業 ②難病の啓発に関する事業 ③情報収集及び提供に関する事業 ④難病の研修会、学習会に関する事業 (2)その他の事業 ①物品販売事業 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。 (資産の区分) 第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。 (会計の区分) 第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。	(事業の種類) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 ①難病患者への相談と支援に関する事業 <u>②難病の医療講演会、学習会に関する事業</u> <u>③難病の啓発に関する事業</u> <u>④情報収集及び提供に関する事業</u> (2)<u>削除</u> (資産の区分) <u>削除</u> (会計の区分) <u>削除</u> 削除に伴う各条文番号繰上げ

2 変更の理由

「特定非営利活動にかかる事業」を現在実施している事業内容に沿うものにするため

「その他の事業」は実施していないため

特定非営利活動法人 奈良難病連 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人奈良難病連という。

(事務所)

第2条 この法人は、奈良県奈良市法華寺町265-8 白樺ハイツⅡ106号室に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、治療法がいまだ明確にされていない難病患者に対して、直接的または間接的に支援をし、難病患者が社会へ参画できるよう支援活動をすると共に、難病に関しての正しい知識や情報を提供する事業を行い、社会に難病に対する理解を広めることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 難病患者への相談と支援に関する事業
 - ② 難病の医療講演会、学習会に関する事業
 - ③ 難病の啓発に関する事業
 - ④ 情報収集及び提供に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 この法人の活動に協力する個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、団体、企業

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号いずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反があったとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務執行のために必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員等)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号によって監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに理事に対して通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産、会計及び事業計画等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 財産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会において定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所
理事長	神田 菊三	
副理事長	小橋 重徳	
理事	山口 純子	
同	児玉 久美子	
同	蜂谷 あさ子	
同	井谷 真砂人	
監事	森岡 和子	
同	長尾 恭子	

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 350円 (年額)
 - (2) 賛助会員
 - 個人会員 5,000円 (年額)
 - 団体会員 5,000円 (年額)
 - 企業会員 20,000円 (年額)

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成17年9月15日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成18年11月10日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成19年6月16日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成27年6月7日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成28年6月12日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成２８年８月２９日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成２９年６月４日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（ 年 月 日）から施行する。

2025年度 事業計画書(案)

2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人 奈良難病連

- 1 事業の方針
難病患者・家族が自立及び社会へ参画できるよう支援活動をすると共に、難病についての正しい知識や情報を提供する。
- 2 事業の実施に関する事項
(1)特定非営利活動に係る事業

定款の事業名		事業内容	予定日時	予定場所	従事者 予定人数	受益対象者の範囲及 び予定人数	支出 見込額 (千円)
①	難病患者への相談と支援に関する事業	総会・会員相互の交流会	2025年 6月1日	奈良市西部 公民館	20	奈良難病連理事・会員	0
		難病 ピアサポーター事業	毎月火木 13～16時	事務所	14	難病患者及び家族・ 長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	267
			難病ピアサポーター養成講座3回 振り返り講座1回	郡山総合 庁舎	30		
		難病相談支援センターとの定例会	2025年 5月9日 10月 2026年3月	難病相談支援センター	14	奈良難病連役員	0
		県・奈良市への要望書提出	年2回	県 奈良市	14	奈良難病連役員	0
		難病患者就労支援事業・連絡会議	年3回	郡山総合 庁舎	14	奈良難病連役員・就 労支援連絡会・難病 相談支援センター	50
②	難病の医療講演会、学習会に関する事業	学習会	2025年 10月	西部公民館	30	難病患者及び家族・ 長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	251
		医療講演会等 事業	年8回	奈良県社会福祉総合センター研修室他	250	難病患者及び家族・ 長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	
③	難病の啓発に関する事業	機関紙「きずな」の発行(2回)等	2025年 9月 2026年 3月	はぐくみセンター 奈良市 西部公民館	14	難病患者及び家族・ 長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	197
		国会請願行動「難病対策」	2025年 5月	国会	1	奈良難病連 理事	0
		国会請願署名・募金活動	10月 10～12月	会員の自宅 他	881	難病患者及び家族・ 長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	0
④	情報収集及び提供に関する事業	奈良難病連のホームページ運営	随時	事務所	3	難病患者及び家族・ 長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	0

2026年度 事業計画書(案)

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 奈良難病連

1 事業の方針

難病患者・家族が自立及び社会へ参画できるよう支援活動をすると共に、難病についての正しい知識や情報を提供する。

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

定款の事業名		事業内容	予定日時	予定場所	従事者 予定人数	受益対象者の範囲及 び予定人数	支出 見込額 (千円)
①	難病患者への相談と支援に関する事業	総会・会員相互の交流会	2026年 6月1日	奈良市西部 公民館	20	奈良難病連理事・会員	0
		難病 ピアサポーター事業	毎月火木 13～16時	事務所	14	難病患者及び家族・ 長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	267
			難病ピアサポーター養成講座3回 振り返り講座1回	郡山総合 庁舎	30		
		難病相談支援センターとの定例会	2026年 5月 10月 2027年3月	難病相談支援センター	14	奈良難病連役員	0
		県・奈良市への要望書提出	年2回	県 奈良市	14	奈良難病連役員	0
		難病患者就労支援事業・連絡会議	年3回	郡山総合 庁舎	14	奈良難病連役員・就 労支援連絡会・難病 相談支援センター	50
②	難病の医療講演会、学習会に関する事業	学習会	2026年 10月	西部公民館	30	難病患者及び家族・ 長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	251
		医療講演会等 事業	年8回	奈良県社会福祉総合センター研修室他	250	難病患者及び家族・ 長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	
③	難病の啓発に関する事業	機関紙「きずな」の発行(2回)等	2026年 9月 2027年 3月	はぐくみセンター 奈良市 西部公民館	14	難病患者及び家族・ 長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	197
		国会請願行動「難病対策」	2026年 5月	国会	1	奈良難病連 理事	0
		国会請願署名・募金活動	10月 10～12月	会員の自宅 他	881	難病患者及び家族・ 長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	0
④	情報収集及び提供に関する事業	奈良難病連のホームページ運営	随時	事務所	3	難病患者及び家族・ 長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	0

2025年度 活動予算書
2025年4月1日から2026年3月31日まで
特定非営利活動法人奈良難病連
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費 @150×880	132,000		
賛助会員受取会費	150,000	282,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	120,000		
施設等受入評価益	0	120,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	100,000	100,000	
4. 事業収益			
難病患者への相談と支援に関する事業	317,000		
難病の医療講演会、学習会に関する事業	251,000		
難病の啓発に関する事業	300,000		
情報収集及び提供に関する事業	0	868,000	
5. その他収益			
受取利息	3		
雑収益	10,000	10,003	
経常収益計			1,380,003
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	200,000		
講師謝金	150,000		
通信費	20,000		
資料代・消耗品費	35,000		
印刷費	100,000		
難病啓発関連費	230,000		
設備費	0		
その他経費計	10,200	765,200	
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	2,000		
旅費交通費	50,000		
消耗品費	5,000		
通信運搬費	40,000		
家賃及び賃貸料	385,620		
光熱費	10,000		
JPA費	40,000		
雑費	2,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	10,000	544,620	
管理費計			
経常費用計			1,309,820
当期経常増減額			70,183
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			70,183
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			70,183
前期繰越正味財産額			959,338
次期繰越正味財産額			1,029,521

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

2026年度 活動予算書
2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人奈良難病連
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費 @150×880	132,000		
賛助会員受取会費	150,000	282,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	120,000		
施設等受入評価益	0	120,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	100,000	100,000	
4. 事業収益			
難病患者への相談と支援に関する事業	317,000		
難病の医療講演会、学習会に関する事業	251,000		
難病の啓発に関する事業	300,000		
情報収集及び提供に関する事業	0	868,000	
5. その他収益			
受取利息	3		
雑収益	10,000	10,003	
経常収益計			1,380,003
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	200,000		
講師謝金	150,000		
通信費	20,000		
資料代・消耗品費	35,000		
印刷費	100,000		
難病啓発関連費	230,000		
設備費	0		
その他経費計	10,200	765,200	
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	2,000		
旅費交通費	50,000		
消耗品費	5,000		
通信運搬費	40,000		
家賃及び賃貸料	385,620		
光熱費	10,000		
JPA費	40,000		
雑費	2,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	10,000	544,620	
管理費計			
経常費用計			1,309,820
当期経常増減額			70,183
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			70,183
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			70,183
前期繰越正味財産額			1,029,521
次期繰越正味財産額			1,099,704

※ 今年度はその他の事業を実施していません。